

第 2 農 業 編

解 説 3

VII 農作物の部

作物統計調査のうち作付面積調査、作況調査及び特定作物統計調査結果から農作物の作付面積、収穫量、出荷量及び被害を、農林水産省生産局園芸作物課の野菜生産状況表式調査結果から地域特産野菜の生産状況について掲載した。

1 作付面積（永年性作物は栽培面積）

(1) 水稲作付面積

耕地面積と同様（VIの1参照）の調査により作付面積を決定し、県内表章地域・市町村別に作成した。

(2) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積

果樹・茶は平成26年7月15日現在、豆類は平成27年9月1日現在、それ以外の作物は収穫期において、関係団体に対する往復郵送調査を行い、その結果を地方組織の職員による巡回・見積り、関係機関からの情報収集により補完した。

2 収穫量

(1) 水稲については、単位区から抽出した標本筆の実測調査（一定面積の刈取り）及び基準筆調査に基づく巡回・見積りにより10a当たり収量を推計し、前記の作付面積に乗じて算出した。

なお、市町村別収穫量は、上記により算出し決定された収穫量を、当該市町村における調査結果や関係機関・団体からの情報等により作成した。

(2) 水稲以外の作物については、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに地方組織の職員による巡回、関係機関からの情報収集により補完した。

3 出荷量

出荷量とは、収穫量のうち、生食用、加工用として販売したもので、自家消費や種子、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等は含まない。

4 年産区分及び季節区分

野菜における品目別年産区分は、原則として、春、夏、秋、冬の4季節区分（収穫・出荷時期区分）を合計して26年産として取扱った。この基準に合わない品目については、主な作型と主たる出荷期間により年産を区分している。

季節区分は、年間を通じて栽培される品目については、産地、作型によって特定期間に出荷が集中するので、これらを考慮して、主たる収穫・出荷期間により季節区分を設定している。

用語の解説

作付面積	水稻、麦など、は種又は植え付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物が発芽又は定着した作物の利用面積。耕地以外の地目に作付けされた場合もその利用面積を作付面積として取扱う。																
栽培面積	果樹、茶など、1度のは種又は植え付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物の利用面積。																
摘採面積	茶栽培面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘採が行われた面積。																
結果樹面積	栽培面積のうち、生産者が果実を収穫するために結実させた面積。																
収穫量	収穫・収納（収穫後、保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れること）された一定の基準（品質・規格）以上のものの量である。																
作柄表示地帯	地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、都道府県を水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割した区域。																
10a当たり収量	実際に収穫された10a当たりの収穫量である。（農家が収穫を放棄した場合は除く。）																
出荷量	収穫量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた重量である。出荷量の計測は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を用いて計上した。したがって、入目量は含まない。																
茶期	全国の標準的な茶期区分は、次のとおりである。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>茶期名</th> <th>区分</th> <th>茶期名</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬春番茶</td> <td>1月1日～3月9日</td> <td>三番茶</td> <td>8月1日～9月10日</td> </tr> <tr> <td>一番茶</td> <td>3月10日～5月31日</td> <td>四番茶</td> <td>9月11日～10月20日</td> </tr> <tr> <td>二番茶</td> <td>6月1日～7月31日</td> <td>秋冬番茶</td> <td>10月21日～12月31日</td> </tr> </tbody> </table>	茶期名	区分	茶期名	区分	冬春番茶	1月1日～3月9日	三番茶	8月1日～9月10日	一番茶	3月10日～5月31日	四番茶	9月11日～10月20日	二番茶	6月1日～7月31日	秋冬番茶	10月21日～12月31日
茶期名	区分	茶期名	区分														
冬春番茶	1月1日～3月9日	三番茶	8月1日～9月10日														
一番茶	3月10日～5月31日	四番茶	9月11日～10月20日														
二番茶	6月1日～7月31日	秋冬番茶	10月21日～12月31日														
おおい茶	なお、冬春秋番茶とは、秋冬番茶と冬春番茶を合計したものである。 また、3月10日以降であっても整園の目的を兼ねて摘採し、荒茶に加工したものは冬春番茶に含む。 玉露、かぶせ茶及びてん茶の合計である。																
普通せん茶	なお、おおい茶については、近年増加している20日前後の直接被覆による栽培方法の取り扱いが明確化するまでの間、暫定的に玉露、かぶせ茶及びてん茶を一括しておおい茶として表章することとしている。																
玉緑茶	普通の茶葉（自然光下で栽培し、摘採した茶葉）を蒸熱、揉み操作、乾燥させ製造した茶。																
番茶	普通の茶葉を蒸熱又は釜炒りし、強く揉まず、まが玉形やこれに準ずる形状に製造した茶。																
	硬くなつた新芽（葉）や整枝の目的で刈り取つた茎、古葉を原料に、蒸熱、揉み操作、乾燥させ製造した大型の茶をいい、番茶を強火で炒つて焦香をつけ																

	たほうじ茶を含む。
そ の 他	食用加工用茶、紅茶等。
作付（栽培）	稻、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、果樹、野菜、工芸農作物、桑、飼肥料
延べ面積	作物、その他作物の作付（栽培）面積の合計である。年産区分を同一とする 水稻二期作栽培や季節区別野菜など同一は場に2回以上作付された場合 は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とする。
被 害 面 積	農作物に損傷 ^{注1)} が生じ、基準収量 ^{注2)} から減収した面積で、総数の被害 面積、被害種類別の被害面積を合計した延べ面積。
	注1) 損傷 気象的、生物的、その他何らかの原因が作用したために生じた作 物体の異常な状態。
	注2) 基準収量 ある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した 場合にとれうるであろうと見込まれる収量。
被 害 量	農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって 損傷が生じ、基準収量から減収した量。